第三十八条第一項ただし書中「小出力発電設備」の下に「（経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいう。以下この項、第百六条第七項及び第百七条第五項において同じ。）」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第五十八条第一項ただし書中「「電線路」を「この章において「電線路」に改める。

第六十六条の十一第一項第三号中「第二十八条の五十一」を「第二十八条の四十七第四項、第二十八条の五十三」に、「第九十九条の十一又は第九十九条の十二」を「第九十九条の十三又は第九十九条の十四」に改め、同項第四号中「第九十九条の七第一項」を「第九十九条の九第一項」に改め、同項第五号中「第二十八条の四十八」を「第二十八条の四十九」に、「第九十九条の六第一項」を「第九十九条の七第一項」に改め、同項第九号中「第二十八条の四十九第一項」を「第二十八条の五十第一項」に改め、同項第十一号中「の規定」を「又は第三十三条の二第四項若しくは第五項の規定」に改め、同項第十三号中「第九十九条の十二」を「第九十九条の十四」に改める。

第六十六条の十二第一項及び第六十六条の十三第一項中「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第九十七条第一項中「次条」を「次条第一項」に改め、同項第五号中「第九十九条の十二」を「第九十九条の十四」に改める。

第九十八条第一号中「市場（」の下に「次項及び」を加え、同条に次の二項を加える。

2　卸電力取引所は、前項第一号に掲げる業務として、翌日に受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うための市場（次項、第九十九条の四第二項及び第九十九条の八において「翌日市場」という。）その他市場開設業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）で定める卸電力取引市場を開設するものとする。

3　卸電力取引所は、翌日市場における地域間の売買取引に係る電力の量が、当該地域間を電気的に接続する電線路の容量を超えるときは、業務規程で定めるところにより、地域ごとに取引価格を算定するものとする。

第九十九条第一項中「市場開設業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）」を「業務規程」に改める。

第九十九条の十二第三号中「第九十九条の四から第九十九条の六まで又は第九十九条の七第一項」を「第九十九条の五から第九十九条の七まで又は第九十九条の九第一項」に改め、同条第五号中「第九十九条の九」を「第九十九条の十一」に改め、第七章中同条を第九十九条の十四とし、第九十九条の十一を第九十九条の十三とし、第九十九条の七から第九十九条の十までを二条ずつ繰り下げ、第九十九条の六を第九十九条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（地域間売買取引の決済に係る利益の納付）

第九十九条の八　卸電力取引所は、推進機関が行う広域系統整備交付金交付業務に要する費用に充てるため、推進機関に対し、経済産業省令で定めるところにより、翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額を納付するものとする。

第九十九条の五を第九十九条の六とし、第九十九条の四を第九十九条の五とし、第九十九条の三の次に次の一条を加える。

（取引の決済）

第九十九条の四　売買取引の決済は、卸電力取引所を経て行う方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

2　翌日市場における電力の売買取引の決済は、卸電力取引所を経て行う方法によるものとする。

第百六条第六項中「者」の下に「（自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者」を加え、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、一般用電気工作物（小出力発電設備に限る。）の所有者又は占有者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

第百七条第四項中「者又は」を「者、自家用電気工作物の保守点検を行つた事業者又は」に改め、同条第五項中「居住」を「当該一般用電気工作物が小出力発電設備以外のものである場合にあつては、居住」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、居住の用に供されている場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第百七条中第十四項を第十六項とし、第十三項の次に次の二項を加える。

14　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（次項、次条及び第百二十二条の五において「機構」という。）に、第四項（ボイラー等の溶接をする者に係る部分を除く。）又は第五項の規定による立入検査を行わせることができる。

15　第十一項から第十三項までの規定は、機構の行う立入検査に準用する。

第百七条の次に次の一条を加える。

（機構に対する命令）

第百七条の二　経済産業大臣は、前条第十四項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

第百八条第二項中「第九十九条の九又は第九十九条の十二」を「第九十九条の十一又は第九十九条の十四」に改める。

第百十二条の二第六号中「第九十九条の七第一項」を「第九十九条の九第一項」に改め、同条第十号中「第九十九条の十二」を「第九十九条の十四」に改める。

第百十四条第一項及び第二項中「第七項並びに同条第九項」を「第八項並びに同条第十項」に改める。

第百十四条の二中「第七項又は第九項」を「第八項又は第十項」に改める。

第百十七条の三中「第九十九条の十二」を「第九十九条の十四」に改める。

第百十七条の四第二号中「第九十九条の十」を「第九十九条の十二」に改める。

第百十九条第九号中「第三十四条第一項」を「第三十四条の二第一項」に改める。

第百十九条の二第二号中「含む。）」の下に「又は第三十三条の二第三項」を加え、同条第三号中「第百六条第七項」を「第百六条第八項」に改める。

第百十九条の三第一号中「第九十九条の七第一項」を「第九十九条の九第一項」に改め、同条第四号中「第百六条第九項」を「第百六条第十項」に改める。

第百二十条第四号中「第三十四条第二項」を「第三十四条の二第二項」に改め、同条第十二号中「第六項」を「第七項」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第百二十二条の二第五号中「第二十八条の四十」を「第二十八条の四十一項及び第二項」に改め、同条第七号中「又は第二十八条の五十一」を「、第二十八条の四十七第四項又は第二十八条の五十三」に改め、同条第九号中「第二十八条の四十九第一項」を「第二十八条の五十第一項」に改める。

第百二十二条の四の次に次の一条を加える。

第百二十二条の五　第百七条の二の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第二条　電気事業法の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　送電事業（第二十七条の四―第二十七条の十二）」を「第三節　送電事業（第二十七条の四―第二十七条の十二）　第三節の二　配電事業（第二十七条の十二の二―第二十七条の十三）」に、「第六節　特定供給（第二十七条の三十）」を「第五節の二　特定卸供給事業（第二十七条の三十―第二十七条の三十二）　第六節　特定供給（第二十七条の三十三）」に、「第二十八条の五十二」を「第二十八条の五十三」を「第二十八条の五十六」に、「第二十八条の五十四」を「第二十八条の五十七」に、「第三章　電気工作物」を「第三章　電気工作物　第一節　通則（第三十七条の三―第三十七条の十二）」に、「第百二十三条」を「第百二十九条」に改める。